

大規模災害時の復旧対策支援活動に関する協定書

高知県（以下「甲」という）と全国圧入協会（以下「乙」という）は、高知県内で大規模な地震や津波が発生した場合（以下「大規模災害時」という）の復旧対策支援活動に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模災害時において、乙に所属する会員（以下「丙」という）の情報提供や、丙の保有する圧入機、技術者、運搬車両の出動により、甲の管理する公共土木施設における迅速な災害復旧対策を円滑かつ的確に行うことを目的とする。

（大規模災害の定義）

第2条 この協定で扱う大規模災害とは、大規模な地震や津波による広域的かつ甚大な災害をいう。

（支援体制）

第3条 乙は、この協定の目的を達成するために、丙と連携し支援連絡体制を構築する。

（支援要請）

第4条 甲は、大規模災害時に災害応急対策を要請する必要がある場合は、実施場所、実施内容、その他必要な事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後すみやかに文書を提出するものとする。

（乙及び丙の支援内容）

第5条 乙及び丙は、甲からの支援要請に基づき、協会内の支援体制を基本に、次に掲げる支援活動を可能な範囲で行う。

- （1） 公共土木施設の災害復旧対策の実施に必要な圧入機、技術者の提供
- （2） その他、甲が必要とする業務

（甲の支援内容）

第6条 甲は、乙及び丙が行う大規模災害時の災害応急対策支援活動に対し、次に掲げる支援を可能な範囲で行う。

- （1） 災害応急対策支援活動に不足する資材、燃料類の提供
- （2） 災害応急対策支援活動に不足するクレーンの提供
- （3） 道路啓開情報の提供

（費用の負担）

第7条 甲の要請により、乙及び丙が実施した、第5条に規定する支援活動に要した費用は、甲が負担するものとする。

（費用の請求及び支払い）

第8条 乙及び丙は、当該業務の実施に要した前条の費用を甲に請求する。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

(報告)

第9条 乙は、この協定に基づく支援業務が終了したときは、速やかに甲に対し文書をもって報告を行うものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがないときは、電話等で報告し、その後すみやかに文書を提出するものとする。

(連絡体制)

第10条 甲と乙は、大規模災害時に円滑な協力が図れるよう連絡体制を確立し、文書で報告するものとする。なお、その内容に変更が生じた場合は、その都度、文書で報告するものとする。

(従事者の災害補償)

第11条 甲は、この協定に基づく業務の実施により当該業務に従事した者が、その責に帰することができない事由により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、「災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例」(平成10年3月30日高知県条例3号)の規定に準じて、その損害を補償するものとする。ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、同一事故については、これらの限度において補償の責を免れる。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項およびこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成27年7月24日

甲 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号

高 知 県 知 事

乙 東京都港区港南2丁目4番12号

全国圧入協会会長